

電子メールによる申請書の提出について

申請手続きに係る押印の廃止等により、電子メールによる申請書の提出が可能となりました。河川法第23条・24条・26条・55条等に係る申請については下記のメールアドレスより提出が可能となります。（河川法の手続きを行なう予定の箇所の出張所アドレスに申請をお願いします。）

○常陸河川国道事務所 占用調整課 ktr-ks-hitachi-sench@ki.mlit.go.jp

（久慈川水系）

○久慈川下流出張所 ktr-ks-hitachi-kuge@ki.mlit.go.jp

（担当区間：久慈川本川（河口～山田川合流点 12.0km）

：里川（久慈川合流点～里野宮堰下）

○久慈川上流出張所 ktr-ks-hitachi-kujo@ki.mlit.go.jp

（担当区間：久慈川本川（山田川合流点～辰ノ口堰上）

：山田川（久慈川合流点～芦間堰上）

（那珂川水系）

○水戸出張所 ktr-ks-hitachi-mito@ki.mlit.go.jp

（担当区間：那珂川本川（河口～水戸市渡里町 19.0km）

：湊沼川（那珂川合流点～湊沼流出口 8.0km）

：桜川（那珂川合流点～千波大橋）

○那珂出張所 ktr-ks-hitachi-naka@ki.mlit.go.jp

（担当区間：那珂川本川（水戸市渡里町～県境 46.5km）

：藤井川（那珂川合流点～藤井新橋上）

○那珂川上流出張所 ktr-ks-hitachi-najo@ki.mlit.go.jp

（担当区間：那珂川本川（県境～箒川合流点 85.5km）

- ・従前の紙による提出も可能です。
- ・メールに申請担当者のご連絡先を記載してください。
- ・添付ファイルが 20MB 以上の受信はできませんので、メールを分割するなどにより送信してください。

この件に関する問い合わせについては下記の電話番号におかけください。

常陸河川国道事務所 占用調整課 029-215-9143 （直通）

〃 久慈川下流出張所 0294-72-4042

〃 久慈川上流出張所 0295-52-0621

〃 水戸出張所 029-221-2794

〃 那珂出張所 029-289-4671

〃 那珂川上流出張所 0287-82-3365